

大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市旅館業法施行条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第2条中「旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第3条中「令」を「旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）」に改め、第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 共同用の浴場（以下「共同浴場」という。）の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 男用及び女用に区別され、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことができない構造であること

イ 収容人員に応じた脱衣室を設けること

ウ 浴室の床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること

エ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること

オ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特

設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原湯（浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること

カ 浴室から排水された湯水を送水するための配管又は浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環させるための配管は、原湯、原水、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと

キ 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設ける場合にあつては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を備えること

ク 浴槽水を循環させる場合にあつては、ろ過器等を設けることとし、次の基準に適合すること

(ア) ろ過器の1時間当たりの処理能力（1の浴槽の浴槽水を処理するため2以上のろ過器を設ける場合にあつては、当該各ろ過器の1時間当たりの処理能力の合計）は、当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であること

(イ) ろ過器のろ材の洗浄又は交換及び消毒が容易にできる構造であること

(ウ) 集毛器（毛髪等を浴槽水から除去するための装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること

(エ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること

ケ 浴槽に気泡発生装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること

コ 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること

サ 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること

(9) 共同浴場以外の浴場及び客室に設けられた浴室（以下「浴室」という。）の構造設備は、前号ウからサまでに掲げる基準に適合すること

第3条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) シャワー室の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 床面及び周壁は、耐水性の材料を用いること

イ 床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること

ウ 水道水以外の水を上り用湯又は上り用水として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること

エ 排水された湯水を送水するための配管は、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと

オ 汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること

カ 第8号キ及びサに掲げる基準

第3条に次の2号を加える。

(13) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること

(14) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること

第5条第2号中「。ただし、市長が公衆衛生上特に支障がないと認めるときは、この限りでない。」を削る。

第6条中「周囲」を「敷地の周囲」に改める。

第8条を第13条とし、第7条の次に次の5条を加える。

(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)

第8条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校のうち、18歳未満の者の利用に供されるもの
- (6) 前各号に掲げる施設のほか、青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するもののうち、主として18歳未満の者の利用に供される施設又は多数の18歳未満の者の利用に供される施設で市長が指定するもの

2 市長は、前項第6号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置、施設の設置者又は管理者その他必要な事項を公示しなければならない。

(法第3条第4項の条例で定める者)

第9条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設（前条第1項に定める施設をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設で当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁

(4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市長

(法第4条第2項の基準)

第10条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の1人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること

営業の種別	面積
ホテル営業及び旅館営業	和室にあつては3.3平方メートル、洋室にあつては4.5平方メートル
簡易宿所営業	1.6平方メートル
下宿営業	4.9平方メートル

(2) 客室にくず入れを備えること

(3) 浴場、浴室、シャワー室、洗面所及び便所は、常に清潔の保持に努め、排水を完全にすること

(4) 共同浴場並びに共同浴場以外の浴場及び浴室であつてろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものについては、次の措置（共同浴場以外の浴場及び浴室であつてろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものにあつては、イ及びコに掲げる措置を除く。）を講ずること

ア 浴槽は、浴槽水の入換えごとに清掃し、及び消毒すること

イ 浴室に使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること

ウ 原湯、原水、上り用湯又は上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと

エ 浴槽水については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること

- (ア) 浴槽に十分な原湯又は原水を供給し、常に満杯の状態にしておくこと
- (イ) 塩素系薬剤を用いて消毒するとともに、遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つこと。ただし、原湯又は原水の水質その他の浴槽水の水質により塩素系薬剤を用いて消毒することができない場合であって、他の適切な方法で消毒することにより市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (ウ) ろ過器等を使用して循環させている浴槽水（以下「循環水」という。）を消毒する場合にあつては、循環水がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入し、又は投入すること
- (エ) 浴槽水を毎日（連日使用している浴槽水にあつては、1週間に1回以上）入れ換えること
- (オ) 循環水について、飲用でない旨の表示その他の誤飲を防止するための措置を講ずること
- (カ) 浴槽に気泡発生装置等又は打たせ湯を設ける場合にあつては、浴槽水に浴用剤等を加えないこと
- (キ) 1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること
- オ 打たせ湯については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること
 - (ア) 循環水を使用しないこと。ただし、専用のろ過器及び消毒設備を設ける場合その他の適切な措置を講ずる場合であつて、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (イ) (ア)ただし書の場合においては、1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しな

かったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること

カ 貯湯槽を設ける場合にあつては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つとともに、定期的に清掃し、及び消毒すること

キ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること

(ア) 浴槽水は、1時間当たり、ろ過器に係る浴槽の容量以上のものを循環させること

(イ) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄（湯を逆流させてろ過器内の汚れを除去することをいう。）その他の適切な方法により清掃するとともに、ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管を定期的に消毒すること

(ウ) ろ過器のろ材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものを使用すること

(エ) 集毛器は、毎日清掃すること

(オ) 消毒設備は、維持管理を適切に行うこと

(カ) 回収槽（浴槽水として再利用するために浴槽からあふれ出た湯水を集め、貯留するタンクをいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること

ク 浴槽に気泡発生装置等を設ける場合にあつては、空気の入入口から土ぼこりが入ることを防止するための措置を講ずること

ケ ア、カ若しくはキ(イ)若しくは(カ)の規定による清掃若しくは消毒、エ(イ)の規定による測定、エ(ウ)の規定による注入若しくは投入、エ(キ)若しくはオ(イ)の水質検査、キ(エ)の規定による清掃又はキ(オ)の規定による維持管理作業（以下「清掃等」という。）を行ったときは、これらに関する記録を作成し、清掃等を行った日から起算して3年間、これを保存すること

コ 共同浴場の衛生管理を適切に行うため、法第3条第1項の許可を受けた施設ごとに専任の衛生管理に関する責任者を置くこと

- (5) 前号の適用を受ける浴場及び浴室以外の浴場及び浴室については、同号ウ、カ及びクに掲げる措置を講ずること
- (6) シャワー室については、次に掲げる措置を講ずること
 - ア 上り用湯及び上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
 - イ 第4号カに掲げる措置
- (7) 床下の排水及び通風を良好にして、施設の防湿に努めること
- (8) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の発生状況について適宜点検するとともに、適切な防除措置を講ずること
- (9) 調理及び洗面の用水は、水道水その他飲用に適する水（市規則で定めるものに限る。）とすること
- (10) 食器、寝具、寝衣類等は、宿泊者の定員に応じた十分な数を備え、常に清潔にし、適当な設備に保管すること
- (11) 寝具及び寝衣類は、市規則で定めるところにより定期的に消毒すること

(法第5条第3号の条例で定める事由)

第11条 法第5条第3号の条例で定める事由は、同条第1号又は第2号に該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。

(宿泊者名簿の保存)

第12条 営業者は、法第6条第1項の宿泊者名簿を同項に規定する事項を記載した日から3年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市旅館業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可について適用し、

施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に存する施設を利用して新たに旅館業を営むために行われる申請に係る旅館業法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条若しくは第6条の2の規定による確認を受けた施設（前項に規定する施設を除く。）又はこれらの確認の申請を行っている施設を利用して新たに旅館業を営むために平成26年4月1日までに行われる申請に係る旅館業法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。
- 5 前3項の規定にかかわらず、施行日前に行われた申請に係る旅館業法第3条第1項の許可を受けた旅館業の施設及び前2項に規定する施設を施行日以後に改修する場合には、当該改修する部分に限り、改正後の条例の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の許可を受けて設置されている旅館業の施設については、施行日から起算して1年間は、改正後の条例第3条第8号カ、同条第10号エ、第4条第3号（改正後の条例第3条第8号カ及び同条第10号エに係る部分に限る。）及び改正後の条例第5条第4号（改正後の条例第3条第8号カ及び同条第10号エに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

旅館業法の一部改正に伴い、学校等に類するものとして、その敷地の周囲の区域内において旅館業の許可を受けることが制限される施設、市長が当該区域内の施設につき旅館業の許可を与える場合において意見を求めるべき者、旅館業の営業の施設について講ずべき措置の基準その他同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、旅館業の施設の構造設備の基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例 (抄)
大阪市旅館業法施行条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号。以下「令」という。) 第 1 条の規定による旅館業の施設の構造設備の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 条 旅館業法 (昭和23年法律第138号。以下「法」という。) の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、旅館業法 (昭和23年法律第138号。以下「法」とい

う。) の例による。

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第 3 条 令 第 1 条第 1 項第 11 号の条
旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号。以下「令」という。)

例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)-(7) 省 略

(8) 浴室及びシャワー室 (以下「浴室等」という。) の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 床面及び腰張りは、不浸透性の耐水材料で造られていること

イ 床面及び浴槽の底面は、排水及び清掃が容易に行える構造であること

ウ 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること

(9) 共同浴場を有する場合における当該共同浴場の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 水道法 (昭和32年法律第177号) 第 3 条第 1 項に規定する水道又は大阪府特設水道条例 (昭和33年大阪府条例第30号) 第 2 条第 1 項に規定する特設水道により供給される水 (以下「水道水」という。) 以外の水 (循環して浴槽に再度注入されるものを除く。) を入浴のために使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備で、当該水道水以外の水を当該水質基準に適合させることができるものを有すること

イ 貯湯槽を有する場合にあっては、当該貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を有すること

ウ 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環させる場合にあっては、ろ過器等を有することとし、当該ろ過器等の構造設備は次の基準に適合すること

ア ろ過器の1時間当たりの処理能力（1の浴槽の浴槽水を処理するため2以上のろ過器を有する場合にあっては、当該各ろ過器の1時間当たりの処理能力の合計）は、当該ろ過器が処理した水が注入される浴槽の容量以上であること

イ ろ過器のろ材の洗浄又は交換及び消毒が容易にできる構造であること

ウ 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に集毛器（毛髪等を浴槽水から除去するための装置をいう。）を有すること

エ 浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口を有すること

エ 浴槽に気泡発生装置等を有する場合にあっては、空気の取入口から土ぼこりが入らない構造であること

(8) 共同用の浴場（以下「共同浴場」という。）の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 男用及び女用に区別され、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことができない構造であること

イ 収容人員に応じた脱衣室を設けること

ウ 浴室の床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること

エ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること

オ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原湯（浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること

カ 浴室から排水された湯水を送水するための配管又は浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を循環させるための配管は、原湯、原水、上り用湯又は上り用水を供給するための

配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと

キ 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設ける場合にあつては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を備えること

ク 浴槽水を循環させる場合にあつては、ろ過器等を設けることとし、次の基準に適合すること

（ア）ろ過器の1時間当たりの処理能力（1の浴槽の浴槽水を処理するため2以上のろ過器を設ける場合にあつては、当該各ろ過器の1時間当たりの処理能力の合計）は、当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であること

（イ）ろ過器のろ材の洗浄又は交換及び消毒が容易にできる構造であること

（ウ）集毛器（毛髪等を浴槽水から除去するための装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること

（エ）浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること

ケ 浴槽に気泡発生装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設ける場合にあつては、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること

コ 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること

サ 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること

(9) 共同浴場以外の浴場及び客室に設けられた浴室（以下「浴室」という。）の構造設備は、前号ウからサまでに掲げる基準に適合すること

(10) シャワー室の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 床面及び周壁は、耐水性の材料を用いること

イ 床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること

ウ 水道水以外の水を上り用湯又は上り用水として使用する場合であつて、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること

エ 排水された湯水を送水するための配管は、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと

オ 汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること

カ 第8号キ及びサに掲げる基準

(10) - (11) 省 略
(11) (12)

(13) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること

(14) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第5条 令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 1客室の床面積は、4.9平方メートル以上であること。ただし、市長が公衆衛生上特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(3) - (6) 省 略

(善良の風俗を保持すべき地域におけるホテル営業等の施設の構造設備の基準等)

第6条 法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲110メートルの区域内における令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前3条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) - (7) 省 略

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第7条 省 略

(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)

第8条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校のうち、18歳未満の者の利用に供されるもの

(6) 前各号に掲げる施設のほか、青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するもののうち、主として18歳未満の者の利用に供される施設又は多数の18歳未満の者の利用に供される施設で市長が指定するもの

2 市長は、前項第6号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置、施設の設置者又は

管理者その他必要な事項を公示しなければならない。

(法第3条第4項の条例で定める者)

第9条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設（前条第1項に定める施設をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市長

(法第4条第2項の基準)

第10条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の1人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること

営業の種別	面積
ホテル営業及び旅館営業	和室にあつては3.3平方メートル、洋室にあつては4.5平方メートル
簡易宿所営業	1.6平方メートル
下宿営業	4.9平方メートル

- (2) 客室にくず入れを備えること
- (3) 浴場、浴室、シャワー室、洗面所及び便所は、常に清潔の保持に努め、排水を完全にする
こと
- (4) 共同浴場並びに共同浴場以外の浴場及び浴室であつてろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものについては、次の措置（共同浴場以外の浴場及び浴室であつてろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものにあつては、イ及びコに掲げる措置を除く。）を講ずること
ア 浴槽は、浴槽水の入換えごとに清掃し、及び消毒すること
イ 浴室に使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること
ウ 原湯、原水、上り用湯又は上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
エ 浴槽水については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させる
こと
ア) 浴槽に十分な原湯又は原水を供給し、常に満杯の状態にしておくこと

- (イ) 塩素系薬剤を用いて消毒するとともに、遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つこと。ただし、原湯又は原水の水質その他の浴槽水の水質により塩素系薬剤を用いて消毒することができない場合であって、他の適切な方法で消毒することにより市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (ウ) ろ過器等を使用して循環させている浴槽水（以下「循環水」という。）を消毒する場合にあっては、循環水がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入し、又は投入すること
- (エ) 浴槽水を毎日（連日使用している浴槽水にあっては、1週間に1回以上）入れ換えること
- (オ) 循環水について、飲用でない旨の表示その他の誤飲を防止するための措置を講ずること
- (カ) 浴槽に気泡発生装置等又は打たせ湯を設ける場合にあっては、浴槽水に浴用剤等を加えないこと
- (キ) 1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること
- オ 打たせ湯については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること
 - (ア) 循環水を使用しないこと。ただし、専用のろ過器及び消毒設備を設ける場合その他の適切な措置を講ずる場合であって、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (イ) (ア)ただし書の場合においては、1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること
- カ 貯湯槽を設ける場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つとともに、定期的に清掃し、及び消毒すること
- キ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること
 - (ア) 浴槽水は、1時間当たり、ろ過器に係る浴槽の容量以上のものを循環させること
 - (イ) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄（湯を逆流させてろ過器内の汚れを除去することをいう。）その他の適切な方法により清掃するとともに、ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管を定期的に消毒すること

- (ウ) ろ過器のろ材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものを使用すること
 - (エ) 集毛器は、毎日清掃すること
 - (オ) 消毒設備は、維持管理を適切に行うこと
 - (カ) 回収槽（浴槽水として再利用するために浴槽からあふれ出た湯水を集め、貯留するタンクをいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること
 - ク 浴槽に気泡発生装置等を設ける場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入ることを防止するための措置を講ずること
 - ケ ア、カ若しくはキ(イ)若しくは(カ)の規定による清掃若しくは消毒、エ(イ)の規定による測定、エ(ウ)の規定による注入若しくは投入、エ(キ)若しくはオ(イ)の水質検査、キ(エ)の規定による清掃又はキ(オ)の規定による維持管理作業（以下「清掃等」という。）を行ったときは、これらに関する記録を作成し、清掃等を行った日から起算して3年間、これを保存すること
 - コ 共同浴場の衛生管理を適切に行うため、法第3条第1項の許可を受けた施設ごとに専任の衛生管理に関する責任者を置くこと
- (5) 前号の適用を受ける浴場及び浴室以外の浴場及び浴室については、同号ウ、カ及びクに掲げる措置を講ずること
- (6) シャワー室については、次に掲げる措置を講ずること
- ア 上り用湯及び上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
 - イ 第4号カに掲げる措置
- (7) 床下の排水及び通風を良好にして、施設の防湿に努めること
- (8) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の発生状況について適宜点検するとともに、適切な防除措置を講ずること
- (9) 調理及び洗面の用水は、水道水その他飲用に適する水（市規則で定めるものに限る。）とすること
- (10) 食器、寝具、寝衣類等は、宿泊者の定員に応じた十分な数を備え、常に清潔にし、適当な設備に保管すること
- (11) 寝具及び寝衣類は、市規則で定めるところにより定期的に消毒すること

（法第5条第3号の条例で定める事由）

第11条 法第5条第3号の条例で定める事由は、同条第1号又は第2号に該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。

（宿泊者名簿の保存）

第12条 営業者は、法第6条第1項の宿泊者名簿を同項に規定する事項を記載した日から3年間

保存しなければならない。

(施行の細目)

第8条 省 略

第13条